

改正案

		<p>（創立総会等について準用する会社法の規定の読替え）</p> <p>第二条 法第十五条第七項の規定において創立総会について法第三十三条第六項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）<u>第三百十条第七項</u>の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	
第三百十条第		読み替える会社法の規定 （削る）	読み替えられる字句 （削る）
営業時間		（削る）	（削る）
事業時間		（削る）	（削る）

現行

		<p>（創立総会等について準用する会社法の規定の読替え）</p> <p>第二条 法第十五条第七項の規定において創立総会について法第三十三条第六項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）<u>第三百十条第六項</u>及び<u>第七項</u>の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	
第三百十条第		読み替える会社法の規定 第三百十条第六項	読み替えられる字句 電磁的方法
営業時間		電磁的記録	電磁的記録（同法第十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。）
事業時間		電磁的記録（同法第十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。）	電磁的方法（同法第十四条第四項に規定する電磁的方法をいう。）

七項

2 法第十五条第七項の規定において創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第八百三十六条第一項（監査役に係る部分を除く。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百三十六 条第一項（監 査役に係る部 分を除く。）	株主又は設立時株主 取締役、監査役、執 行役員若しくは清算人 であるとき、又は当 該設立時株主が設立 時取締役若しくは設 立時監査役	組合員 理事又は清算人

（代理人による代理権の行使について準用する会社法の規定の読替え）

第四条 法第三十三条第六項の規定において代理人による代理権の行使について会社法第三百十条第七項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおり

七項

2 法第十五条第七項の規定において創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第八百三十六条第一項（監査役に係る部分を除く。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百三十六 条第一項（監 査役に係る部 分を除く。）	株主又は設立時株主 取締役、監査役、執 行役員若しくは清算人 であるとき、又は当 該設立時株主が設立 時取締役若しくは設 立時監査役	組合員 理事又は清算人

（代理人による代理権の行使について準用する会社法の規定の読替え）

第四条 法第三十三条第六項の規定において代理人による代理権の行使について会社法第三百十条第六項及び第七項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の

とする。

読み替える会社法の規定	(削る)	読み替えられる字句	(削る)	読み替える字句	(削る)
第三百十條第七項	営業時間	事業時間	(削る)	(削る)	(削る)

(削る)

表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百十條第六項	電磁的方法	電磁的方法（同法第十四條第四項に規定する電磁的方法をいう。）
第三百十條第七項	電磁的記録	電磁的記録（同法第十三條第二項に規定する電磁的記録をいう。）
営業時間	事業時間	

(役員等について準用する会社法の規定の読替え)

第八條 法第四十條の規定において役員について会社法第三百六十一條第一項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百六十一條	取締役	役員（船主相互保険

<p>読み替える保 険業法の規定</p>	<p>読み替えられる保 険業法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>
	<p>読み替えられる保 険業法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>
	<p>読み替えられる保 険業法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>

(組合の計算について準用する保険業法の規定の読替え)  
 第八条 法第四十四条の八の規定において組合の計算について保  
 険業法(平成七年法律第五号)第百十六条第三項の規定を準  
 用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表の  
 とおりとする。

<p>読み替える保 険業法の規定</p>	<p>読み替えられる保 険業法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>
	<p>読み替えられる保 険業法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>
	<p>読み替えられる保 険業法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>

(組合の計算について準用する保険業法の規定の読替え)  
 第九条 法第四十四条の八の規定において組合の計算について保  
 険業法(平成七年法律第五号)第百十六条第三項の規定を準  
 用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表の  
 とおりとする。

<p>条第一項及び 第四項</p>	<p>組合法第三十五条第 一項に規定する役員 をいう。)</p>
<p>2 法第四十条の規定において監事について会社法第三百八十九 条第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的 読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>読み替えられる字句 読み替えられる字句</p>
<p>読み替える会 社法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>
<p>第三百八十九 条第四項第二 号</p>	<p>電磁的記録を 電磁的記録(船主相 互保険組合法第十三 条第二項に規定する 電磁的記録をいう。 を)</p>

第百十六條第 三項	前二項	第一項
--------------	-----	-----

(組合の清算について準用する会社法等の規定の読替え)

第九條 法第四十八條第一項の規定において組合の清算について  
会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的  
読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会 社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百七十九 條第一項	前條第二項から第四 項までの規定により 裁判所	船主相互保險組合法 第四十六條第二項の 規定により内閣總理 大臣
第四百八十三 條第四項	代表取締役	組合を代表する理 事
第四百九十四 條第二項	電磁的記録	電磁的記録(船主相 互保險組合法第十三 條第二項に規定する 電磁的記録をいう。
第四百九十四	貸借対照表を	財産目録及び貸借対

第百十六條第 三項	前二項	第一項
--------------	-----	-----

(組合の清算について準用する会社法等の規定の読替え)

第十條 法第四十八條第一項の規定において組合の清算について  
会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的  
読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会 社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百七十九 條第一項	前條第二項から第四 項までの規定により 裁判所	船主相互保險組合法 第四十六條第二項の 規定により内閣總理 大臣
第四百八十三 條第四項	代表取締役	組合を代表する理 事
第四百九十四 條第二項	電磁的記録	電磁的記録(船主相 互保險組合法第十三 條第二項に規定する 電磁的記録をいう。
第四百九十四	貸借対照表を	財産目録及び貸借対

第四百九十六 条第二項第四 号	電磁的方法	電磁的記録を 含む。）	監査役設置会社（監 査役の監査の範囲を 会計に関するものに 限定する旨の定款の 定めがある株式会社 を含む。）	営業時間	第四百九十六 条第二項	監査役設置会社（監 査役の監査の範囲を 会計に関するものに 限定する旨の定款の 定めがある株式会社 を含む。）	貸借対照表及びその 附属明細書	条第三項	照表を
									財産目録及び貸借対 照表並びにこれらの 附属明細書
第四百九十六 条第二項第四 号	電磁的方法	電磁的記録を 含む。）	監査役設置会社（監 査役の監査の範囲を 会計に関するものに 限定する旨の定款の 定めがある株式会社 を含む。）	事業時間	第四百九十六 条第二項第三 号	電磁的記録（船主相 互保険組合法第十三 条第二項に規定する 電磁的記録をいう。 ）を	清算をする組合	条第三項	照表を
									財産目録及び貸借対 照表並びにこれらの 附属明細書
第四百九十六 条第二項第四 号	電磁的方法	電磁的記録を 含む。）	監査役設置会社（監 査役の監査の範囲を 会計に関するものに 限定する旨の定款の 定めがある株式会社 を含む。）	事業時間	第四百九十六 条第二項	電磁的記録（船主相 互保険組合法第十三 条第二項に規定する 電磁的記録をいう。 ）を	清算をする組合	条第三項	照表を
									財産目録及び貸借対 照表並びにこれらの 附属明細書

第四百九十六 条第二項第四 号	電磁的方法	電磁的記録を 含む。）	監査役設置会社（監 査役の監査の範囲を 会計に関するものに 限定する旨の定款の 定めがある株式会社 を含む。）	営業時間	第四百九十六 条第二項	電磁的記録（船主相 互保険組合法第十三 条第二項に規定する 電磁的記録をいう。 ）を	清算をする組合	条第三項	照表を
									財産目録及び貸借対 照表並びにこれらの 附属明細書
第四百九十六 条第二項第四 号	電磁的方法	電磁的記録を 含む。）	監査役設置会社（監 査役の監査の範囲を 会計に関するものに 限定する旨の定款の 定めがある株式会社 を含む。）	事業時間	第四百九十六 条第二項	電磁的記録（船主相 互保険組合法第十三 条第二項に規定する 電磁的記録をいう。 ）を	清算をする組合	条第三項	照表を
									財産目録及び貸借対 照表並びにこれらの 附属明細書

第 四 百 九 十 七 条 第 一 項 第 一 号	第 四 百 九 十 八 条	第 五 百 条 第 二 項	監査役設置会社（清算人 会設置会社を除く。）	）
			清算をする組合	
及びその附属明細書	並びにこれらの附属明細書	内閣総理大臣	電磁的記録で	）
裁判所				
法第四十八条第一項の規定において組合の清算について保 業法第七十六条及び第七十七条第一項の規定を準用する場 合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のお りとする。			読み替える保 険業法の規定	読み替える字句
法第四十八条第一項の規定において組合の清算について保 業法第七十六条及び第七十七条第一項の規定を準用する場 合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のお りとする。			読み替える保 険業法の規定	読み替える字句

第 四 百 九 十 七 条 第 一 項 第 一 号	第 四 百 九 十 八 条	第 五 百 条 第 二 項	監査役設置会社（清算人 会設置会社を除く。）	）
			清算をする組合	
及びその附属明細書	並びにこれらの附属明細書	内閣総理大臣	電磁的記録で	）
裁判所				
法第四十八条第一項の規定において組合の清算について保 業法第七十六条及び第七十七条第一項の規定を準用する場 合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のお りとする。			読み替える保 険業法の規定	読み替える字句
法第四十八条第一項の規定において組合の清算について保 業法第七十六条及び第七十七条第一項の規定を準用する場 合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のお りとする。			読み替える保 険業法の規定	読み替える字句

第七十七條 第一項	第七十七條 第一項 の規定により読み替 えて適用する会社法 第四百七十一條第三 号若しくは第六号（ 解散の事由）（第百 五十二條第二項にお いて準用する場合を 含む。）に掲げる事 由又は第百五十二條 第三項第二号	電磁的記録をいう。 以下この条において 同じ。）で
	船主相互保険組合法 第四十五條第一項第 二号又は第五号	

（清算人について準用する法の規定の読替え）  
 第十條 法第四十八條第二項の規定において清算人について法第  
 三十五條の三第六項の規定を準用する場合における当該規定に  
 係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法	読み替えられる字句	読み替える字句
--------	-----------	---------

第七十七條 第一項	第七十七條 第一項 の規定により読み替 えて適用する会社法 第四百七十一條第三 号若しくは第六号（ 解散の事由）（第百 五十二條第二項にお いて準用する場合を 含む。）に掲げる事 由又は第百五十二條 第三項第二号	電磁的記録をいう。 以下この条において 同じ。）で
	船主相互保険組合法 第四十五條第一項第 二号又は第五号	

（清算人について準用する法等の規定の読替え）  
 第十一條 法第四十八條第二項の規定において清算人について法  
 第三十五條の三第六項及び第三十八條の二第四項の規定を準用  
 する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表  
 のとおりとする。

読み替える法	読み替えられる字句	読み替える字句
--------	-----------	---------



の規定	第三十五條の 第三六項	組合長、副組合長	清算組合長、清算副 組合長
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

(削る)

(定款の変更、事業停止及び強制管理の命令等)

第十一條 金融庁長官は、法第五十一條又は第五十二條の規定による命令又は処分をしようとするときは、法第四十九條の規定により徴取した組合の業務及び財産の状況に関する報告若しく

の規定	第三十五條の 第三六項	組合長、副組合長	清算組合長、清算副 組合長
第三十八條の 第二四項第三 号	理事以外の理事又は 監事	清算人以外の清算 人	

2)

法第四十八條第二項の規定において清算人について会社法第  
三百八十九條第四項の規定を準用する場合における当該規定に  
係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会 社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百八十九 條第四項第二 号	電磁的記録を	電磁的記録（船主相 互保険組合法第十三 條第二項に規定する 電磁的記録をいう。 ）を

(定款の変更、事業停止及び強制管理の命令等)

第十二條 金融庁長官は、法第五十一條又は第五十二條の規定による命令又は処分をしようとするときは、法第四十九條の規定により徴取した組合の業務及び財産の状況に関する報告若しく

は資料又は法第五十条第一項の規定による検査に基づき、その理由を記載した書面をもつてしなければならない。

(業務及び財産の管理の命令があつた場合について準用する保険業法の規定の読替え)

第十二条 法第五十二条第二項の規定において業務及び財産の管理の命令があつた場合について保険業法第二百四十二条第一項及び第二百四十四条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える保険業法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百四十二条第一項	前条第一項 会社法第八百二十八条第一項及び第二項(会社の組織に関する行為の無効の訴え(第三十条の十五、第五十七条第六項、第六十条の二第五項及び第七十一条	船主相互保険組合法第五十二条第一項 同法第十五条第七項及び第三十四条において準用する会社法第八百三十一条第一項(株主総会等の決議の取消しの訴え)

は資料又は法第五十条第一項の規定による検査に基づき、その理由を記載した書面をもつてしなければならない。

(業務及び財産の管理の命令があつた場合について準用する保険業法の規定の読替え)

第十三条 法第五十二条第二項の規定において業務及び財産の管理の命令があつた場合について保険業法第二百四十二条第一項及び第二百四十四条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える保険業法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百四十二条第一項	前条第一項 会社法第八百二十八条第一項及び第二項(会社の組織に関する行為の無効の訴え(第三十条の十五、第五十七条第六項、第六十条の二第五項及び第七十一条	船主相互保険組合法第五十二条第一項 同法第十五条第七項及び第三十四条において準用する会社法第八百三十一条第一項(株主総会等の決議の取消しの訴え)

第二百四十四 条第一項		
	所 本店又は主たる事務 所	取締役及び執行役 主たる事務所
		において準用する場 合を含む。)並びに 第八百三十一条第一 項(株主総会等の決 議の取消しの訴え) (第四十一条第二項 及び第四十九条第二 項において準用する 場合を含む。)の規 定並びに第八十四条 の二第二項及び第九 十六条の十六第二 項
		理事又は清算人

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第十三条 法第五十四条第一項に規定する政令で定めるものは、  
法第十七条第一項の規定による設立の認可及び法第五十三条の  
規定による法第十七条第一項の設立の認可の取消しとする。

第二百四十四 条第一項		
	所 本店又は主たる事務 所	取締役及び執行役 主たる事務所
		において準用する場 合を含む。)並びに 第八百三十一条第一 項(株主総会等の決 議の取消しの訴え) (第四十一条第二項 及び第四十九条第二 項において準用する 場合を含む。)の規 定並びに第八十四条 の二第二項及び第九 十六条の十六第二 項
		理事又は清算人

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第十四条 法第五十四条第一項に規定する政令で定めるものは、  
法第十七条第一項の規定による設立の認可及び法第五十三条の  
規定による法第十七条第一項の設立の認可の取消しとする。

(財務局長等への権限の委任)

第十四条 金融庁長官は、法第五十四条第一項の規定により委任された権限のうち次に掲げるものを、組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任することができる。

- 一 法第十五条第七項において準用する法第三十五条第二項ただし書の規定による役員を選任の認可
- 二 法第十六条第四項の規定による同条第二項第一号から第三号までに掲げる書類に記載した事項の変更の認可申請書の受理
- 三 法第三十条第四項及び第五項の規定による臨時総会の招集の認可
- 四 法第三十五条第二項ただし書の規定による役員を選任の認可及び同条第六項の規定による役員を選任又は解任の届出の受理
- 五 法第三十六条第二項の規定による組合の常務に従事する理事の兼職の認可申請書の受理
- 六 法第四十一条第一項の規定による業務報告書の受理
- 七 法第四十五条第一項ただし書の規定による認可、同条第二項の規定による解散の決議の認可及び同条第四項の規定による

(財務局長等への権限の委任)

第十五条 金融庁長官は、法第五十四条第一項の規定により委任された権限のうち次に掲げるものを、組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任することができる。

- 一 法第十五条第七項において準用する法第三十五条第二項ただし書の規定による役員を選任の認可
- 二 法第十六条第四項の規定による同条第二項第一号から第三号までに掲げる書類に記載した事項の変更の認可申請書の受理
- 三 法第三十条第四項及び第五項の規定による臨時総会の招集の認可
- 四 法第三十五条第二項ただし書の規定による役員を選任の認可及び同条第六項の規定による役員を選任又は解任の届出の受理
- 五 法第三十六条第二項の規定による組合の常務に従事する理事の兼職の認可申請書の受理
- 六 法第四十一条第一項の規定による業務報告書の受理
- 七 法第四十五条第一項ただし書の規定による認可、同条第二項の規定による解散の決議の認可及び同条第四項の規定による

る届出の受理

八 法第四十五条の三第一項の規定による組合の合併の認可申請書の受理及び同条第三項において準用する法第十七条第四項の規定による組合の合併を認可し、又は認可しなかつた旨の通知

九 法第四十五条の六第二項ただし書の規定による役員を選任の認可

十 法第四十八条第一項において準用する保険業法第七十四条第八項の規定による届出の受理

十一 法第四十八条第一項において準用する保険業法第七十六条の規定による書類の受理

十二 法第四十九条の規定による業務及び財産の状況に関する報告及び資料の提出の命令

十三 法第五十条の規定による組合の業務及び財産の状況の  
検査

2 金融庁長官は、前項の規定による権限の委任をした場合には、その旨を官報で告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

(組合が電子公告をする場合について準用する会社法の規定の  
読替え)

第十五条 法第五十五条第三項の規定において組合が電子公告に

る届出の受理

八 法第四十五条の三第一項の規定による組合の合併の認可申請書の受理及び同条第三項において準用する法第十七条第四項の規定による組合の合併を認可し、又は認可しなかつた旨の通知

九 法第四十五条の六第二項ただし書の規定による役員を選任の認可

十 法第四十八条第一項において準用する保険業法第七十四条第八項の規定による届出の受理

十一 法第四十八条第一項において準用する保険業法第七十六条の規定による書類の受理

十二 法第四十九条の規定による業務及び財産の状況に関する報告及び資料の提出の命令

十三 法第五十条の規定による組合の業務及び財産の状況の  
検査

2 金融庁長官は、前項の規定による権限の委任をした場合には、その旨を官報で告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

(組合が電子公告をする場合について準用する会社法の規定の  
読替え)

第十六条 法第五十五条第三項の規定において組合が電子公告に

より法の規定による公告をする場合について会社法第九百四十条第三項、第九百四十一条、第九百四十六条第三項及び第四項、第九百五十一条第二項並びに第九百五十五条第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第九百四十六条第三項	第九百四十六条第三項	第九百四十六条第三項及び第九百四十一条	第九百四十条第三項第一号	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
調査委託者	商号	会社	会社に	会社が	組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。以下この条及び次条において同じ。）が	組合
第九百四十六条第三項	第九百四十六条第三項	第九百四十六条第三項及び第九百四十一条	第九百四十条第三項第一号	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
調査委託者	商号	会社	会社に	会社が	組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。以下この条及び次条において同じ。）が	組合
第九百四十六条第三項	第九百四十六条第三項	第九百四十六条第三項及び第九百四十一条	第九百四十条第三項第一号	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
調査委託者	商号	会社	会社に	会社が	組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。以下この条及び次条において同じ。）が	組合

より法の規定による公告をする場合について会社法第九百四十条第三項、第九百四十一条、第九百四十六条第三項及び第四項、第九百五十一条第二項並びに第九百五十五条第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第九百四十六条第三項	第九百四十六条第三項	第九百四十六条第三項及び第九百四十一条	第九百四十条第三項第一号	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
調査委託者	商号	会社	会社に	会社が	組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。以下この条及び次条において同じ。）が	組合
第九百四十六条第三項	第九百四十六条第三項	第九百四十六条第三項及び第九百四十一条	第九百四十条第三項第一号	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
調査委託者	商号	会社	会社に	会社が	組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。以下この条及び次条において同じ。）が	組合
第九百四十六条第三項	第九百四十六条第三項	第九百四十六条第三項及び第九百四十一条	第九百四十条第三項第一号	読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
調査委託者	商号	会社	会社に	会社が	組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。以下この条及び次条において同じ。）が	組合

条第四項、第  
九百五十一条  
第二項及び第  
九百五十五条  
第二項

条第四項、第  
九百五十一条  
第二項及び第  
九百五十五条  
第二項